

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 基本協定書(案)に関する質問 回答										
No.	タイトル	当該箇所				項目名	質問	回答		
1	定義	1,2	2		(6)(7)(8)(13)	定義	これらの定義語は、この基本協定書の中では使用されていないと思いますが、ご確認下さい。	ご理解のとおりです。基本協定書(案)(修正版)をご確認ください。		
2	定義	2	2		(10)	定義	「入札までに甲が公表し」は「入札までに甲が公表し……た書面に記載の条件…」とつながりますでしょうか。その場合「入札までに甲が公表した書面」と「入札説明書等」との差異をご教示ください。 また「…選定手続きにおいて、……甲から入札者が提示を受けた書面」は、入札時までに提示を受けた書面と理解してよろしいでしょうか。「提示条件」は第3条2項、第7条3項、第8条2項その他で、乙にとって非常に重要な用語であるため、内容を確認させていただきました。	「入札までに甲が公表した書面」は「入札説明書等」を想定していますが、公表した資料以外に、「資格確認結果通知書」や「基礎審査結果通知書」及び「提案書の内容に関する説明会 実施について」など書面で通知するものを想定しています。		
3	定義	2	2		(11)	入札説明書等	「入札説明書等」とは…をいう。」とあります。実施方針(案)、要求水準書(案)、実施方針及びそれぞれに関する質問回答も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針(案)及び実施方針(案)の質問回答、要求水準書(案)及び要求水準書(案)の質問回答(第1回、第2回とも)は入札説明書等には含まれません。入札説明書第I章本書の位置付け(P1)をご確認ください。		
4	定義	2	2		(11)	定義	「入札説明書等」は、…とございますが、これらに関する質問回答書は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等についての質問回答を含みます。		
5	基本協定書(案)	2	3	3		乙の株主	“乙の株主”との記載がありますが、グループ構成企業の株主は含まないとの理解でよろしいでしょうか。グループ構成企業全ての株主に周知することは現実的には難しいと思います。	ご理解のとおりです。基本協定書(案)(修正版)をご確認ください。		
6	基本的合意	2	3	3			「代表企業に対して行えば足りる…到達したものとみなす」とあります。甲(大阪市)から乙(代表企業)への通知等しがなく、他の構成員・協力企業に対しての通知等はないとの理解でよろしいでしょうか。また、代表企業への通知等ではなく、他の構成員等への通知等は無効との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
7	事業者の設立	2	4	1	(2)	定款	「事業者の定款の目的には、本事業の実施に必要な事業のみを定める。」とあります。一方で、長期の事業期間において広域化・共同化等によりSPOを取り巻く情勢が変化することが予想されます。例えば、全体最適をふまえて包括業務委託受注者が一部の業務をSPCへ業務委託すること等が想定されます。そのため、貴市の合意を得ることを前提に、SPCが将来的に本事業以外についても業務を受託できる余地を残すべきかと思料しますが、その様な理解でよろしいでしょうか。	現時点での想定はなく、基本協定書(案)に示すとおりとします。		
8	事業者の株主	3	5	2	(4)	事業者の株主	「第3項に定める手続きを執ること」についてご教示ください。例えば、構成員が事業者の株式等について担保権設定を行おうとする場合、事前にその旨を甲に通知したうえで、第3項に基づいて何をする必要がありますでしょうか。	甲の承諾を得て構成員が新たな構成員と交代し、又は新たな構成員が加入する場合において、新たな構成員を含む株主間で改めて第1号から第3号までの内容を含む株主間協定を締結し、その原本証明付写しを提出してもらうことを想定しております。担保権設定の場合には、その実行の結果、新たに事業者の株式を取得し構成員となる者が出てくるのが想定されるが、その場合にも同様の対応をしてもらうこととなりますので、担保権を設定しようとする構成員においては、設定に際して担保権者に、担保権の実行に際してはどのような制約があることを予め説明して了解を得てもらう必要があります。		
9	基本協定書(案)	3	6	2		事業契約の締結等	本条第1項では甲乙相互に誠実に協議すると規定されていますが、一方で本項では甲のみの意見を尊重すると規定されております。甲の要望により本事業での提案内容や入札価格の範囲を超えた要望に応えることは事業者側として負担となるため、事業契約の締結に関する協議では乙の意見も尊重して頂きたい存じます。	本事業は甲が実施する事業であることから甲の要望を尊重してもらうことを規定したのですが、提案の趣旨を失わせるような提案内容の変更を求めたり、入札価格の範囲を超えるような要望をすることは想定していません。事業契約締結交渉においては甲も誠実に協議することは第1項に規定のとおりであり、乙のご意見についても誠実に検討します。		
10	基本協定書(案)	3	6	2		事業契約の締結等	「甲の要望を尊重する。」とありますが、甲乙による協議の上、合理的な理由がある場合は、乙の要望も尊重いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	No.9の回答をご参照ください。		
11	事業契約の締結等	3	6	2		事業契約の締結等	「乙は、事業契約の締結に関する甲との協議にあたっては、甲の要望を尊重する」とあります。入札価格及び事業者提案の範囲内で甲の要望を尊重するとの理解でよろしいでしょうか。	No.9の回答をご参照ください。		
12	事業契約の締結等	4	6	3		事業契約の締結等	本条項に基づき明確化された事項や、質問回答で明確になった事項については、乙が要求する場合は事業契約に盛り込む又は別途合意書又は覚書の形で書面化していただけないという理解でよろしいでしょうか。	当該事項の重要度にもより、本回答をもって、対応する場合もありますが、ご質問に記載されているような対応をとることもあります。		
13	基本協定書(案)	4	6	5		事業契約を締結しないことができる条件	「甲は本協定を解除し、事業契約を締結しないことができる。」との記載がありますが、代表企業以外の構成員や協力企業がこの条件に該当した場合は、対応について協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	対応については市の判断となりますが、入札説明書(修正版)をご確認ください。		
14	基本協定書(案)	4	6	5		違約金が発生する条件	本条の「事業契約締結に至らなかった場合」とは、第6条第5項本文に記載の「本事業の入札手続きに関するもの」に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。		

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 基本協定書(案)に関する質問 回答								
No.	タイトル	当該箇所				項目名	質問	回答
		頁	条	項	号			
15	事業契約の締結等	4	6	5		事業契約の締結等	第6条第5項本文で「事業契約の締結までに……入札説明書等に定める入札参加資格を欠くに至ったとき……」とあります。入札説明書第三章5(2)イでは「大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者……であること」とされており、同要綱を見ると、貴市以外との契約に関して独占禁止法違反で告発された場合等も指名停止となります。すなわち、本第6条第5項の各号は「本事業の入札手続に関して生じたとき」とされているにも関わらず、同第5項本文によって本事業以外の、しかも貴市以外との契約に関して、落札後事業契約締結までの間に、落札者のいずれかの企業について独占禁止法違反の告発等があった場合には、落札者は事業契約を締結できない可能性があることになり、さらに第11条第2項で違約金が課せられることになり、事業者にとって非常にリスクが高い条項となっています。従いまして、第6条第5項の「入札説明書等に定める入札参加資格を欠くに至ったとき」についても、本事業の入札手続に関して生じた時に限定していただけますようお願いいたします。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。
16	事業契約の締結等	4	6	5		事業契約の締結等	落札前においては、入札説明書第三章5(1)コで「やむを得ない事情が生じた場合」は代表企業以外の構成員及び協力企業については変更を認める余地があることが規定されています。基本協定書第6条第5項についても、落札後事業契約締結前に「やむを得ない事情が生じた場合」は、代表企業以外の構成員及び協力企業については変更の余地を認めいただけますようお願いいたします。	事業契約の締結等については、基本協定書(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。
17	事業契約の締結等	4	6	5		事業契約の締結等	本条項の第5項以外の理由によって、貴市が事業契約を締結しない場合は無いとの理解でよろしいでしょうか。	第6条第5項以外の事由によっても契約締結に至らない場合があります。
18	基本協定書(案)	4	7	3		準備行為	準備行為において本件提案の内容を明確化するに当たり提示条件を満たさないおそれのある部分が判明した場合は事業者の責となつていますが、入札説明書等の不備による場合は、この限りでないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	準備行為	4	7	3		準備行為	提示条件を満たさないおそれのある部分が、入札資料に記載ない事項に起因する場合や不可抗力に起因する場合は、本条の義務を乙は負わないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	事業契約の締結等	5	8	1		事業契約の締結等	別紙2に記入する「請負・受託企業名」には構成員を記入すればよろしいでしょうか。	事業者から業務を請負う企業を想定しております。詳細は、基本契約締結時の協議とします。
21	事業者の株式に対する担保権の設定	5	9	1		事業者の株式に対する担保権の設定	「甲が要請した場合は」とあります。どのような場合に要請があるのかをご教示ください。	甲が担保権を実行して乙の株式を取得するなどして事業を継続することが望ましいと市が判断したような場合となります。
22	事業者の株式に対する担保権の設定	5	9	1		事業者の株式に対する担保権の設定	「甲が要請した場合は」とあります。市の要請は強制的なものではなく、事業者との協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、市の判断とします。
23	事業者の株式に対する担保権の設定	5	9	2		事業者の株式に対する担保権の設定	貴市が想定されている株式担保設定契約書の内容をご教示願います。	甲の違約金支払請求権及び損害賠償請求権等を被担保債権として事業者株式に譲渡担保権を設定することを想定しています。
24	基本協定書(案)	5	11			違約金の金額	違約金の金額について、「本事業に係る落札金額の100分の20に相当する金額」との記載があります。本事業は規模が大きく事業者にとっては過度な負担になります。入札説明書P.29に記載の違約金算出と同様の条件にさせていただけないでしょうか。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。
25	違約金	5	11			違約金	本条に定められる違約金支払や損害賠償は、第6条第5項に列挙される「事業契約を締結しないことができるケース」のうち、本事業の入札手続に関して各項のいずれかの事由が生じたときのみ適用されるものであり、これ以外のときについては適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。
26	違約金	5	11			違約金	「乙は連帯して、本事業に係る落札金額の100分の20に相当する金額を、甲への違約金として甲の指定する期間内に支払う。」とあります。今回の事業は建設と維持管理が一体の契約形態であり、維持管理費は20年間と長期にわたります。この事業費から算出される違約金は膨大になると想定され、提案者として費用の捻出が困難です。落札金額の100分の20ではなく、使用用途及び目的に見合う別途違約金の設定をお願いいたします。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。
27	違約金	5	11			違約金	「第6条第5項本文又は各号のいずれかの事由」とございますが、「本文又は」の文言を削除して頂きたく存じます。第6条第5項本文は、「入札説明書等に規定する入札参加者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき」とあるところ、入札説明書16頁第Ⅲ4.(3)には、「入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に抵触する行為を行ってはならない」とございます。この点、当該行為の対象が本事業に限定されないとする、日ごろからコンプライアンスには十分気を付けておりますが、本事業と関係のない案件の当該行為によって膨大な違約金を課せられることになってまいります。なお、貴市の従前の基本協定書には「本文」の列挙はなく「各号」に限っていたと存じます。つきましては、違約金の対象が本事業に限定している第6条第5項各号に限り、「本文」の部分は削除して頂きたくお願いいたします。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 基本協定書(案)に関する質問 回答									
No.	タイトル	当該箇所				項目名	質問	回答	
		頁	条	項	号				
28	違約金	5	11			違約金	「事業契約締結後において、本事業の入札手続に関し～乙は連帯して、本事業に係る落札金額の100分の20に相当する金額を、甲への違約金として甲の指定する期間内に支払う。」とあります。 事業契約締結後に第6条第5項に該当する事象が判明した場合、この違約金は膨大になると想定され、提案者として費用の捻出が困難です。 当該ケースの違約金を残存契約期間に対応する設計・建設費(サービス対価A)及び維持・管理運営費(サービス対価B及びC)の100分の20に相当する金額としていただけますでしょうか。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。	
29	基本協定書(案)	5	11	1		違約金	“又は乙の責めに帰すべき事由により甲と事業者が契約締結に至らなかった場合”とありますが、どのようなケースを想定されていますでしょうか。	乙が故意に協定の締結に応じない場合を想定しております。	
30	基本協定書(案)	5	11	1		違約金	「前条の規定にかかわらず、本事業の入札手続に関し、第6条第5項の本文又は各号のいずれかの事由が生じたことにより、～、甲への違約金として甲の指定する期間内に支払う。」とあります。第6条第5項「甲は本協定を解除し、事業契約を締結しないことができる。」とありますが、本事業の入札手続きに関して各号のいずれかの事由が生じたときのみ該当するもので、それ以外は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。	
31	基本協定書(案)	5	11	1		違約金	「前条の規定にかかわらず、～、乙は連帯して、本事業に係る落札金額の100分の20に相当する金額を、甲への違約金として甲の指定する期間内に支払う。」とありますが、本事業形態は、設計建設業務と維持管理業務が一体となった契約形態となります。維持管理業務は、20年間という長期にわたるため、本条項記載設定の算出方法ですと事業者において違約金費用を捻出するのは困難と考えます。別途、改めて違約金の算出方法設定をご検討頂けないでしょうか。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。	
32	違約金について	5	11	2		違約金	本事業の入札手続きに関し、基本協定書(案)第6条第5項の本文又は各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、乙は連帯して、本事業に係る落札金額の100分の20に相当する金額を甲に支払うこととなっておりますが、「連帯責任は入札参加検討の際に民間事業者にとって負担となりますので、「連帯して」の文言は条文から削除して頂きますようお願い致します。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。	
33	違約金	5	11	2		違約金	独禁法違反が事業契約締結後に判明した場合、基本協定書第6条第5項で基本協定書が解除されることとなり、かつ第11条2項で違約金が発生し、それによって事業契約第83条1項8号で事業契約も解除される可能性があり、さらに第90条1項で違約金が発生することになります。 同一事象に基づいて基本協定書と事業契約の両方で二重に違約金が課される自体は違約金のあり方として過大であるため、違約金はいずれかにしていただけますようお願いいたします。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び事業契約書(案)(修正版)をご確認ください。	
34	基本協定書(案)	5	11	3		違約金	違約金を超過する損害に対し賠償義務が発生することは事業者にとって過大な負担となります。実損害の増減を問わず、違約金で精算する予定損害賠償の規定として頂きたいと思っております。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。	
35	基本協定書(案)	5	11	4		違約金	事業契約に基づき支払い済みの各サービス対価の契約金額全体に対する割合に相当する部分まで遡及的に利息を付されることは事業者にとって過大なリスクとなりますので、本項の削除を希望します。	違約金については、基本協定書(案)(修正版)及び入札説明書(修正版)をご確認ください。	
36	違約金	6	11	4		違約金	なぜ、違約金又は損害賠償金のうち、事業契約に基づき支払済みの各サービス対価の契約金額全体に対する割合に相当する部分について、利息を支払う必要があるのでしょうか。本条項の趣旨をご説明いただきたく存じます。	第6条第5項の事由が存する場合には、本来、契約は締結されなかったはずであり、サービス対価の支払いもなされなかったはずであるので、その部分に相当する違約金又は損害賠償金については、その支払に至るまでの利息を支払うこととなります。	
37	本協定の有効期間	7	15	2		本協定の有効期間	本協定の有効期間満了後も、秘密保持義務(12条)が存続することとされています。 情報の陳腐化を考慮し、有効期間満了後の秘密保持義務の残存期間を、例えば有効期間終了後1年とする等、一定期間に限定していただけないでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。	
38	捺印者	8				捺印者	基本協定の捺印者は構成員および協力企業の代表取締役社長ではなく、貴市の入札参加資格審査申請において代表者から委任を受けた受任者でもよろしいのでしょうか。	「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されている方とします。	
39	業務委託・請負企業一覧・契約締結期限		別紙2			業務委託・請負企業一覧・契約締結期限	施設整備期間の短縮を目的に設計業務、建設業務に関しては、事業契約締結と同時に開始できればと考えております。 設計・建設業務は着手届を提出することで、委託(請負)契約締結より先に業務に着手することは可能でしょうか。	関係法令を遵守できる場合は、事業者の責で可とします。	